

## 宇都宮市大谷観光周遊拠点施設の使用の許可の範囲

宇都宮市大谷観光周遊拠点施設の使用の許可の範囲は次のとおりとする。指定管理者は、市と協議の上、運用基準をあらかじめ定めておくこと。

### 1 使用場所

- (1) 旧大谷公会堂（ホール及び舞台）
- (2) 多目的スペース

### 2 使用目的

施設の設置目的に基づき、「大谷地域への来訪者の滞在・交流等を促進し賑わいを創出することによる地域活性化」に資するものとする。

### 3 使用時間

旧大谷公会堂（ホール及び舞台）、多目的スペースともに以下のとおりとする。

- ・ 利用時間は、原則午前9時から午後8時までとする。（準備、片付けの時間を含む。）
- ・ ただし、イルミネーションなどの夕方及び夜間に開催されるイベントや、その片付け等、特に必要と認められる場合には、午後10時までの利用を認める。

### 4 許可の範囲

#### (1) 旧大谷公会堂（ホール及び舞台）

- ・ 興行への使用については、年間50回以内とすること（別表参照）。
- ・ 使用の許可の期間は以下を目安とし、1ヶ月のうち15日以上は、常設展示などによる大谷石文化や地域資源に関する情報発信を行うこと。

事業内容			1回あたりの 使用期間
一般来訪者の 立入	常設展示の 撤去	具体例	
立入を制限	撤去	映画等の撮影、式典、発表会等	3日以内
	撤去しない	団体等の貸切による見学等	3日以内
自由に 立入が可能	撤去	大谷石文化や地域資源に関する展示等	14日以内
		それ以外の事業	7日以内
	撤去しない	舞台など、施設の一部のみ使用する展示やパフォーマンス等	14日以内
その他、市長が認めるもの			市と協議の上 決定すること

(2) 多目的スペース

飲食や物販等への使用については、以下に該当するものとする。

- ア 大谷石，地元農産物，大谷夏いちご，大谷石室熟成商品の試食・販売など，地元産品のPRの一環として行うもの
- イ 地域団体等による地域活性化に向けたイベント等，大谷地域の観光振興に資するもの
- ウ 指定管理者が施設の設置目的を達成するため，自主事業として市の承認を受けて実施するもの
- エ その他，市長が認めるもの

4 その他

上記内容において，疑義が生じる場合は，事前に市と協議すること。

別表 興行に該当する使用の例

内 容		該 当	非 該 当
音楽・演劇など	プロによる公演		
	収益事業	○	
	収益事業でない（無料コンサート等）	○	
	アマチュアによる発表会等		
	収益事業	○	
	収益事業でない（無料コンサート等）	○	
	利用団体員や家族など，観客が関係者の場合		○
	小中学校等，教育機関の部活動等での使用（教育の一環としての使用）		○
	他の目的での使用に付随する場合		
	物販，飲食に付随するもの（販促イベント等での演奏など）		○
教育目的で使用するもの（大谷石文化等の展示の一環など）		○	
映画上映	観客の娯楽のために使用するもの	○	
	教育目的で使用するもの（大谷石文化等の展示の一環など）		○
展覧会・展示会			○
講演会・式典			○
会議			○

上記内容のほか，疑義が生じる場合は，市と協議の上判断すること。